

スマイル大山号 からの お知らせ

ていただきますと、最初に「フリーアクセスです」と音声メッセー^ジが流れますが、これは「通話料金がかからない電話です」という意味のメッセー^ジです。このメッセー^ジのすぐ後に予約センターの職員が電話に出ますので、電話を切らずにお待ちください。

割引証をお持ちの方へ

割引証をご希望の方へ
割引証の交付を希望される方は申請が必要です。割引証の交付要件は次のとおりです。

交付要件

①身体障害者手帳・精神保健福祉手帳・療育手帳をお持ちの方(有効期限はありません)

②住民税非課税世帯の65歳以上の方(平成25年6月30日まで有効)

○利用登録・割引証交付申請書の配布先、提出先

4月から運行を開始しましたスマイル大山号は、2か月間で約840人の方に利用登録をいただきました。約1,000人の方にご乗車をいたしました。今後もスマイル大山号のご利用をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。今回は、お問い合わせの多い質問についてお答えいたします。

Q 利用登録証はあるの?

A スマイル大山号の利用には、利用登録申請書を提出し、事前の利用登録が必要ですが、利用登録証はありません。登録申請書を提出したその日から、ご利用いただけます。

Q 予約センターにつながらない

A 予約センターにお電話をし



▲新しい割引証は郵便で届きます

○更新のお知らせ
平成24年6月30日まで有効の割引証をお持ちの方には、課税状況を確認のうえ平成25年6月30日まで有効

○利用登録・割引証交付申請書の配布先、提出先
申請書の配布および提出先は、スマイル大山号の車内でのほか、役場企画情報課(本庁)、各支所総合窓口課、保健福祉センターなわ、人権交流センター、中高ふれあい文化センター、各公民館です。また提出のみ各保育所でもお受けいたします。

◆問い合わせ先 企画情報課

☎ 0859-54-5202

*スマイル大山号の情報は、ホームページでもご覧いただけます。

<http://www.daisen.jp>

スマイル大山号で健診に!

スマイル大山号で健診に! 助成します



町では健康診査の受診を促進するため、町内で行われる健診時にスマイル大山号をご利用して受診された場合、交通費の一部を助成します。
対象助成は、保健福祉センターなどで行われる集団検診(セット健診)や町内の医院・診療所での個別健診のお帰りの際に、スマイル大山号を利用される方で、受診会場または医療機関の受付にお申し出いただいた場合に、500円分の乗車券(受診当日限り有効・他の割り引き併用不可)を1枚お渡しして行います。

なお、スマイル大山号のご乗車には予約が必要です。左記の予約センターへ、事前またはご乗車希望の1時間前までにご予約ください。

◆問い合わせ先 保健課

☎ 0859-54-5206



予約センター
0800-200-4894

予約センターには、月曜~土曜の8:30から18:30の間、月曜と祝日の翌日の便は、土曜または祝日の前の日までにご予約ください。